



一般社団法人 多文化社会専門職機構

文部科学省委託 令和7年度現職日本語教師研修プログラム普及事業「地域日本語教育コーディネーター研修」

講義 1 出入国管理施策及び多文化共生施策

在留外国人施策・入国管理制度・教育行政と、
外国人住民の国籍・在留資格等の動向を把握する。

松瀬 和樹

(出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留支援課 法務専門官)



一般社団法人 多文化社会専門職機構

文部科学省委託 令和7年度現職日本語教師研修プログラム普及事業「地域日本語教育コーディネーター研修」

講義 1 出入国管理施策及び多文化共生施策

講師：松瀬 和樹

出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留支援課 法務専門官

2019年出入国在留管理庁在留管理課、東京出入国在留管理局
審判部門、外務省人権人道課などを経て、2025年4月か
ら現職、現在、外国人在留支援センター（F R E S C）で
勤務。

地域日本語教育コーディネーター研修

出入国管理施策と多文化共生施策

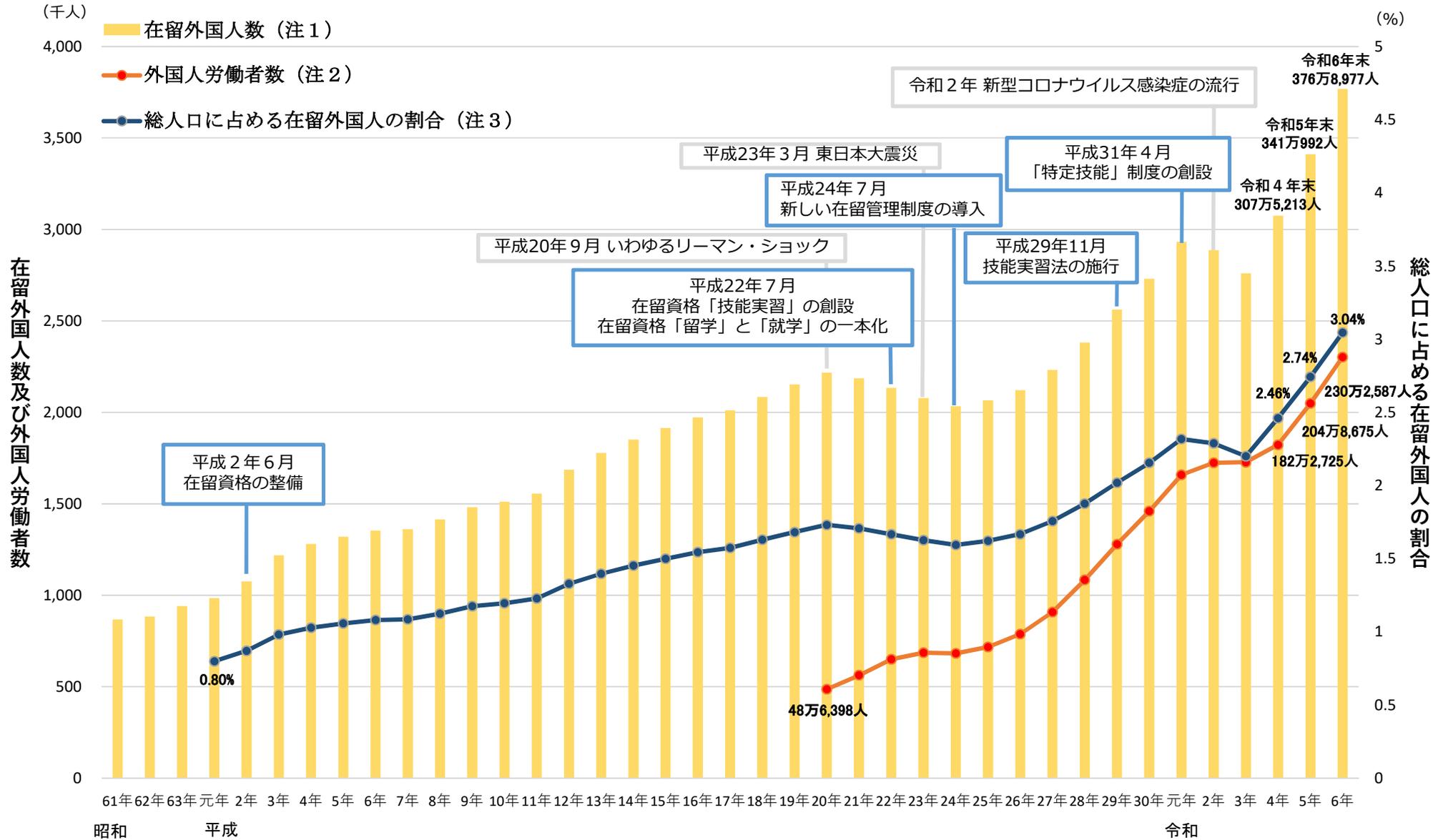
出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留支援課
法務専門官 松瀬 和樹

目次

1	外国人の受入れ状況について	1
2	外国人材の受入れ・共生のための総合的 対応策	5
3	外国人在留支援センター（F R E S C） の取組	12
4	地域における支援機能の強化	18
5	情報提供機能の強化	24

1 外国人の受入れ状況について

在留外国人数及び外国人労働者数の推移



(注1)平成23(2011)年までは法務省入国管理局(当時)「(旧)登録外国人統計」(12月末現在)に、平成24(2012)年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」(12月末現在)に基づく。

(注2)厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」(各年10月末現在の統計)に基づく(外国人雇用状況の届出制度は、平成19(2007)年10月1日から開始されているため、平成20(2008)年以降の推移を示している。)

(注3)総人口は、総務省「人口推計」(各年10月1日現在の統計)に基づく。

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注1）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注1）介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食品製造業、外食業、林業、木材産業（令和6年3月29日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

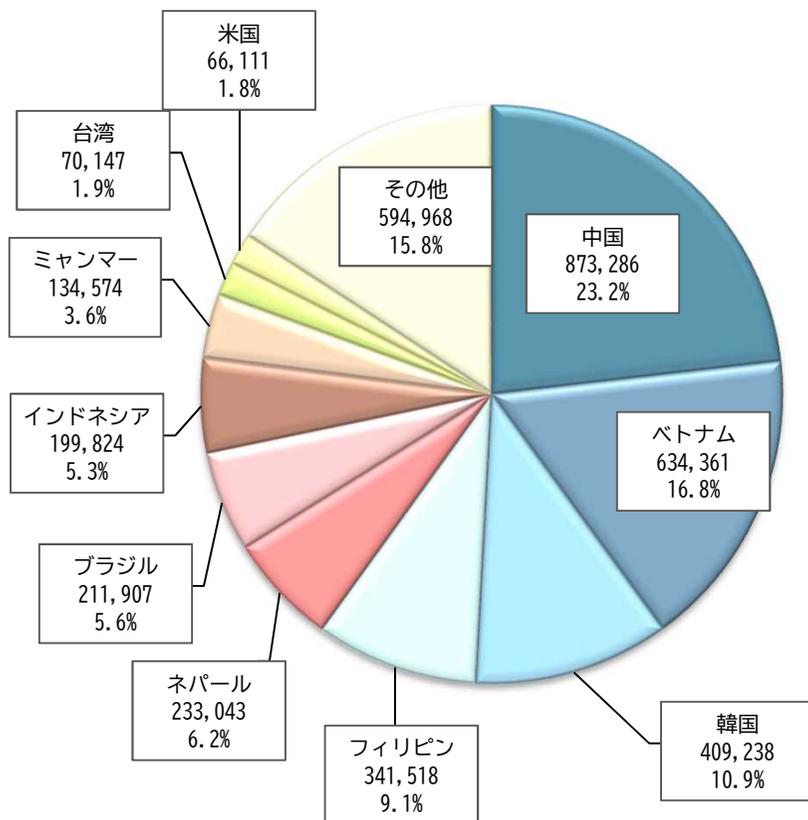
就労が認められない在留資格（注2）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

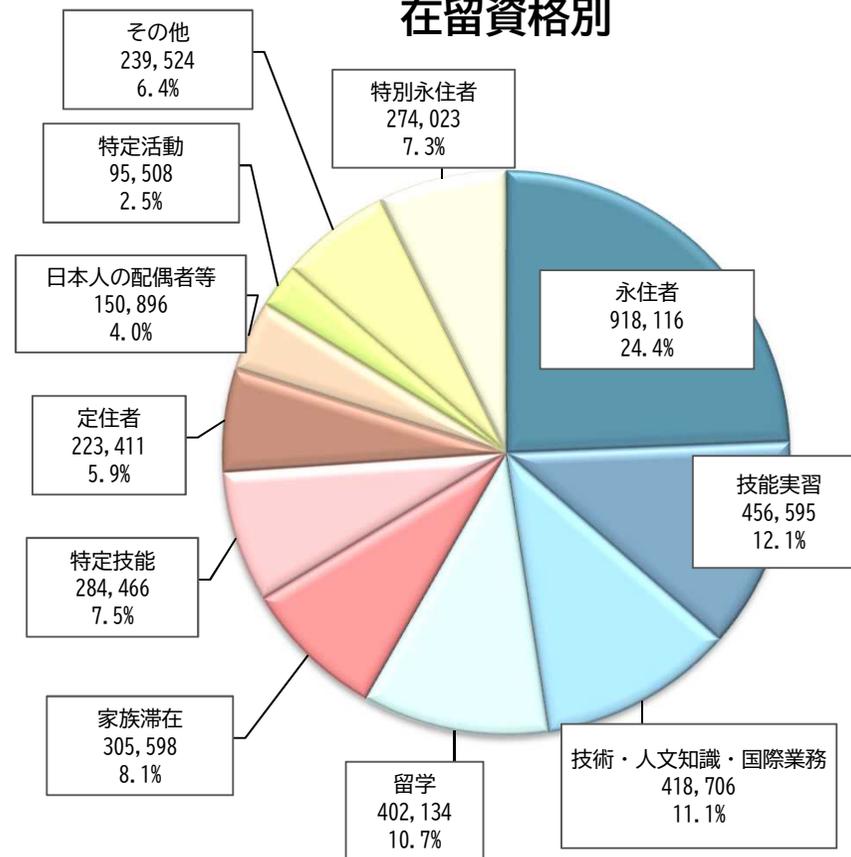
（注2）資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

在留外国人数(総数) 376万8,977人

国籍・地域別



在留資格別



2 外国人材の受入れ・共生 のための総合的対応策

基本的な考え方

日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会の実現を目指し、外国人がキャリアアップしつつ国内で就労して活躍できるようにすることなどにより、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるような環境を整備していく。

それに当たっては、受け入れる側の日本人が、共生社会の実現について理解し協力するよう努めていくだけでなく、受け入れられる側の外国人もまた、共生の理念を理解し、日本の風土・文化や日本語を理解するよう努めていくこと、そして、日本のルールや制度を理解し、責任ある行動をとることが重要。

主な施策

1. 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備

- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりの推進、市区町村が都道府県と連携して行う日本語教育の支援、「日本語教育の参照枠」を活用した地域日本語教育の水準向上《1》
- 「日本語教育の参照枠」に示された日本語教育の内容等に対応した分野別の教育モデルの開発・普及《3》
- 日本語教室空白地域解消推進事業による日本語教室の開設・安定化に向けた支援及び生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等《4》
- 日本語教育及び社会にスムーズに定着するための生活オリエンテーション動画の活用促進等《7》

日本語教育の質の向上等

- 日本語教育機関認定の開始及び登録日本語教員の資格制度の円滑な運用《5》
- 企業等からの教育投資により認定日本語教育機関がニーズに応じた質の高い教育を提供するモデルの確立《18》

育成就労外国人の日本語能力の向上

- 日本語教育の質の向上が図られるよう、育成就労計画に盛り込むべき日本語能力の育成目標等の基準の検討等《131》

2. 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

外国人の目線に立った情報発信の強化

- ・ 「関係者ヒアリング」や「御意見箱」等を通じた共生施策の企画・立案・実施に資する意見の聴取《21》
- ・ 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針の検討《24》
- ・ 防災・気象情報の多言語での発信等に係る環境整備等《33》

外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化

- ・ 外国人受入環境整備交付金の見直し等の地方公共団体における一元的相談窓口の設置を促進する方策の検討及び育成就労外国人に対する支援等を適切に行うための外国人育成就労機構の体制整備《36》
- ・ F R E S C/フレスクにおける効果的・効率的な外国人の受入環境整備のための支援、外国人支援を行う地域の関係機関による合同相談会の実施等《37》
- ・ 多言語翻訳技術に係る実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の21言語への拡大に向けた取組《38》
- ・ 生活上の困りごとを抱える外国人を支援する専門人材の育成等に係る検討《6》

情報発信及び相談対応におけるやさしい日本語化の更なる促進

- ・ やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等《49》

3. ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

「乳幼児期」、「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等

- 子育て中の親子同士の交流、子育て中の不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施《53》
- 外国人材にとって魅力的な子供の教育環境のモデルの開発及び全国の自治体や学校等への横展開の実施《59》

「青壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援等

- 日本語指導の「特別の教育課程」を編成・実施している事例の編集及び周知・普及《62》

「青壮年期」を中心とした外国人に対する支援等

①留学生の就職等の支援

- 高度外国人材活躍地域コンソーシアムの形成による外国人留学生の就職・活躍の推進《89》

②就労場面における支援

- 日本人社員と外国籍社員の職場における双方向の学びの動画教材や手引きの周知及び活用促進《90》
- ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員・通訳の配置による職業相談の実施《92》
- 定住外国人を対象とした日本語能力に配慮した職業訓練の実施等《95》

③適正な労働環境等の確保

- 外国人雇用管理指針上選任が求められている雇用労務責任者に係る講習の試行的実施《98》
- 妊娠・出産等した技能実習生が利用できる制度等の周知・啓発活動《108》

「高齢期」を中心とした外国人に対する支援等

- 外国人に対する年金制度に関する周知・広報の継続と充実の検討《109》

ライフステージに共通する取組

- 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等《22》
- 外国人が犯罪被害者になることや外国人コミュニティ等に対する犯罪組織の浸透の防止に向けた取組《116》
- 金融機関における外国人の口座開設等（送金・口座振替・デビットカードの利用を含む）の金融サービスの利便性向上に係る取組等《119》

4. 外国人材の円滑かつ適正な受入れ

特定技能外国人のマッチング支援策等

- 分野別協議会等を通じた情報提供及び外国人材の就労環境整備《127》

育成就労制度及び特定技能制度の円滑な運用に向けた取組等

- 育成就労制度の創設等に伴う日本語能力をも向上させる仕組みを含む外国人材の受入れ環境の整備《131》
- 受入れ機関及び特定技能外国人の利便性向上のための制度運用の変更点等の分かりやすくきめ細やかな周知《138》
- ODAを通じた送出国・日本間の共創ネットワークの構築・運営《140》

悪質な仲介事業者等の排除

- ODAを活用した途上国の関係機関との連携強化、外国人労働者への支援等《152》

海外における日本語教育基盤の充実等

- 国際交流基金を通じた日本語教育基盤の強化や我が国の文化及び社会の魅力発信等の取組の推進《13》
- JICAが実施する講師派遣等の支援による「日系四世受入れ制度」の活用促進《153》

5. 共生社会の基盤整備に向けた取組①

共生社会の実現に向けた意識醸成

- 外国人との共生に係る啓発月間の推進、各種啓発イベント等の実施《154》
- 散在地域における児童生徒の実態把握のネットワーク構築に向けた調査研究の実施《57》

外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等

- 在留外国人統計等を活用した外国人の生活状況の実態把握のための新たな統計の作成・公表《160》
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、労働移動等の実態把握のための統計調査の実施《161》

共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携強化等

- 専門性の高い受入環境調整担当官の育成による外国人の支援や受入環境整備の促進《163》
- 民間支援団体等が行う外国人に対するアウトリーチ支援事業の実施による情報発信等の充実、強化《164》
- 相談窓口における関係機関間の連携強化及び外国人在留総合インフォメーションセンターの相談機能を強化した運用《165》
- 在留資格手続上の利便性向上と正確な情報に基づく円滑な審査の実施による適正な在留管理を目的とした関係機関間の情報連携に向けた取組《166》
- オンライン申請の利便性向上や利用率引上げに向けたシステムの改修・検討《167》
- マイナンバーカードの取得環境整備及びマイナンバーカードと在留カードの一体化の実現に向けた検討《168》
- 外国人に関する共生施策の企画・立案に資する情報の提供等《169》
- [医療費不払外国人への厳格な審査の実施等《43》](#)
- [外国人の社会保険料の納付義務の履行状況確認、適切に在留審査に反映させる仕組みの検討《125》](#)
- [国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者に対する適正な資格管理《174》](#)
- [受入れ機関及び特定技能外国人の納税義務履行状況の確実な把握、その他の在留資格の外国人に対する厳格な審査の実施等《175》](#)
- [職員に対する研修の充実、出入国管理システムの改修、在留審査手数料の見直し等人的・物的体制の整備を図るとともに、入管DXの一環としての電子渡航認証制度（J E S T A）の早期導入の検討等《180》](#)
- [査証手数料の見直し及びデジタル技術の活用を含む査証業務の最適化と体制強化《181》](#)

5. 共生社会の基盤整備に向けた取組②

外国人も共生社会を支える担い手となるような仕組みづくり

- 先導的な地方公共団体の取組に対する新しい地方経済・生活環境創生交付金による支援の実施《184》
- [日系四世受入れ制度の見直しの実施](#)《185》
- [地方公共団体等との連携による外国人材の地域への定着に向けた地域おこし協力隊員等の活躍促進](#)《188》

共生社会の基盤としての在留管理体制の構築

①在留管理基盤の強化

- 永住者の在留資格の独立生計要件等の明確化及び取消しに係るガイドラインの策定に向けた取組《189》
- [迅速かつ確実な難民等の保護及び支援の実施](#)《191》
- [外国人のマイナンバーカードの普及促進のためのマイナンバーカードの申請支援等](#)《192》
- [就労可能な在留資格の上陸許可基準や審査手法の見直し等による、より適正な在留管理の実現](#)《196》
- [適正な在留管理の実現に向けた資格外活動の違反事例等への対応](#)《197》

②留学生の在籍管理の徹底

- [日本語教育機関に対する実地調査、各種基準等適合性の確認等による日本語教育機関の適正化](#)《199》

③技能実習制度の更なる適正化

- [技能実習制度における相談業務と指導業務を一体的に実施するための体制整備及び申請等の手続のオンライン化に向けた検討](#)《100》
- [「やむを得ない事情」による転籍についての周知・啓発及び失踪技能実習生を減少させるための取組の推進](#)《207》

④不法滞在者等への対策強化

- [関係機関間連携、情報収集・分析等によるデジタル社会に応じた摘発及び違反防止等への取組](#)《211》
- [厳格な在留管理の実現のための偽変造在留カード対策の強化等](#)《212》
- [事案に応じた送還形態の一層の充実等による送還及び自発的な出国の促進](#)《215》

3 外国人在留支援センター (F R E S C) の取組



F R E S C

外国人在留支援センター

Foreign Residents Support Center

(アクセス/フロアガイド)

Phone Number 代表電話番号 (でんわ)

0570-011000 (ナビダイヤル)

Opening hours 開庁時間 (あいているじかん)

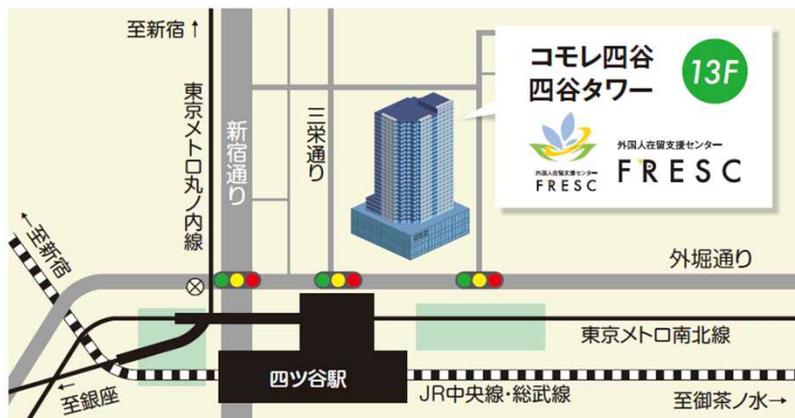
9:00~17:00 ※土・日・祝・年末年始は休庁

一部のIP電話及び海外からはこちら

+81-3-5363-3013

Address 所在地 (ばしょ)

〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目6番1号 四谷タワー13F



Access アクセス (あくせす)

- JR中央線・総武線 ○東京メトロ丸ノ内線 ○東京メトロ南北線
- 四ツ谷駅：徒歩1分 四ツ谷駅：徒歩3分 四ツ谷駅：徒歩1分

日本司法支援センター (法テラス) 外務省ビザ・インフォメーション 出入国在留管理庁 在留支援課・開示請求窓口 日本貿易振興機構 (ジェトロ)



14Fには
大会議室が
あります

コモレ四谷
四谷タワー
13F

- ・ 2020年7月6日（月）に外国人在留支援センター（FRESC）が開所しました。

FRESCの入居機関①

○出入国在留管理庁（在留支援課・開示請求窓口）

在留支援課は、地方公共団体が設置する外国人向けの一元的相談窓口の整備・運営の支援、地方公共団体職員等に対する研修や日本に住む外国人への情報提供等を行っています。

開示請求窓口は、出入国在留管理庁（本庁）が保有する行政文書のほか、出入（帰）国記録及び外国人登録原票の開示請求を受け付けています。

○東京法務局人権擁護部

外国人及び障害のある人に対する差別的な取扱いを始め、いじめ、虐待など、様々な人権問題に関する相談に応じているほか、そのような人権侵害行為に対して、簡易・迅速・柔軟な救済活動を行っています。また、人権擁護委員や地方自治体等と連携しながら、様々な人権啓発活動を行っています。

○東京出入国在留管理局

日本に在留する外国人や、外国人を雇用したい企業関係者等へ、予約制による個別相談を行っています。

また、地方公共団体に対し、外国人に関する相談の対応や助言等も行っています。

○日本司法支援センター（法テラス）

国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。問合せの内容に応じ、解決に役立つ法制度や相談窓口を無料で紹介します。また、日本に住所を有し経済的に余裕のない外国人（収入等の条件有）に対し、弁護士等による無料法律相談、弁護士費用などの立替えを実施しています。

FRESCの入居機関②

○東京労働局外国人特別相談・支援室

外国人を雇用する事業主に対し、労働基準法等の労働関係法令や労務管理、安全衛生管理に関する相談対応を行うとともに、セミナーの開催、専門家による訪問支援など外国人労働者の労務管理、安全衛生管理に関する支援を行っています。また、外国人労働者向けに、労働条件に関する相談対応を行っています。

○外務省ビザ・インフォメーション

日本への入国査証（ビザ）申請に必要な書類の案内、申請手続等査証（ビザ）に関する一般的な各種相談を受け付けています。

○東京外国人雇用サービスセンター

高度外国人材（留学生、専門・技術的分野の在留資格）の就職支援を行う厚生労働省の機関です。職業相談・紹介、就職面接会の開催、インターンシップの実施のほか、外国人雇用に関する情報提供・相談等の事業主向け支援も行っています。

○日本貿易振興機構（ジェトロ）

高度な知識や技能を有する外国人材の活用を促進するため、関係省庁との連携の下、「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」を設置し、セミナーやポータルサイトを通じた情報提供や、高度外国人材を活用する中堅・中小企業に対する支援サービス等を提供しています。

相談窓口の様子



外国人在留支援センター 対応業務

担当	内容	対象者
出入国在留管理庁 在留支援課	外国人受入環境整備交付金による支援 地方公共団体の多文化共生担当職員への研修 地方公共団体への情報提供（多文化共生の好事例等） 政府の共生施策に関する問合せ 通訳支援事業	地方公共団体 地方公共団体 地方公共団体 地方公共団体 地方公共団体
総務課開示請求窓口	出入国在留管理庁（本庁）が保有する在留外国人等の出入（帰）国記録及び外国人登録原票の開示請求等の窓口	外国人、日本人
東京出入国在留管理局	日本に在留する外国人や外国人を雇用したい企業関係者等向けの相談 在留外国人情報の管理	外国人、日本人、学校、企業
法務省 東京法務局人権擁護部	人権相談、人権侵害事件の調査 人権等に関する人権啓発活動（講演会等の開催、人権啓発冊子等の配布等）	外国人、日本人 外国人、日本人、学校、企業等
日本司法支援センター （法テラス）	法的トラブルを抱えた外国人や外国人を支援する機関・団体・個人への法制度・相談窓口の情報提供	外国人
外務省 ビザ・インフォメーション	査証相談（査証の申請に係る一般的な各種相談） 公印確認及びアポストイユに係る相談	外国人、日本人、学校、企業 外国人、日本人、学校、企業
厚生労働省 東京外国人雇用サービスセンター	職業相談・職業紹介（留学生、高度人材等） 外国人雇用に関する情報提供・相談等の事業主支援 就職面接会、就職支援セミナー等の企画・開催	外国人 企業 外国人、企業
東京労働局外国人特別相談・支援室	労働条件相談・支援 労働安全衛生に関する相談・研修・教育への支援	外国人、企業 企業
経済産業省 日本貿易振興機構（JETRO）	高度外国人材活用に関する相談・ハンズオンサービスの提供 高度外国人材活用セミナー等イベントの企画・開催	企業 企業



外国人在留支援センター (FRESC)

外国人支援センター
FRESC

FRESC (フレスク) には、外国人の在留支援に関連する機関がワンフロアに入居しており、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、外国人支援に取り組む地方公共団体の支援などの取組を入居機関が連携して実施。

入居機関

- 出入国在留管理庁在留支援課・開示請求窓口
- 東京出入国在留管理局
- 東京法務局人権擁護部
- 日本司法支援センター (法テラス)
- 東京労働局外国人特別相談・支援室
- 東京外国人雇用サービスセンター
- 外務省ビザ・インフォメーション
- 日本貿易振興機構 (JETRO/ジェトロ)

Phone Number 代表電話番号 (でんわ) **0570-011000** (ナビダイヤル)

Opening hours 開庁時間 (あいているじかん)

9:00~17:00 ※土・日・祝・年末年始は休庁

一部のIP電話及び海外からはこちら

+81-3-5363-3013

Address 所在地 (ばしょ)

〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目6番1号 四谷タワー13F



地域における関係機関の連携

FRESCを参考に、地方出入国在留管理局、地方公共団体、国の地方機関等の関係機関が連携し、外国人や関係者への相談対応や、相談者を適切な機関につなぐための取組等を各地域で展開。

【連携の事例】

横浜みなとみらい地区「Y-FORA」等

連携機関

- 東京出入国在留管理局横浜支局横浜港分室 在留相談室「Y-FORA」
- 横浜地方法務局人権擁護課
- 日本司法支援センター (法テラス) 神奈川地方事務所
- 外国人労働者相談コーナー (神奈川労働局労働基準部監督課)
- ハローワーク横浜 (神奈川労働局)
- 横浜新卒応援ハローワーク留学生コーナー (神奈川労働局)
- 日本貿易振興機構 (JETRO/ジェトロ) 横浜貿易情報センター
- 多言語支援センターかながわ (神奈川県)
- 横浜市多文化共生総合相談センター
- (公益財団法人横浜市国際交流協会 (YOKE) /横浜市)

福岡県「FUKUOKA IS OPEN センター」

連携機関

- FUKUOKA IS OPENセンター総合受付窓口 (公益財団法人福岡県国際交流センター)
- 福岡県留学生サポートセンター (公益財団法人福岡県国際交流センター)
- 福岡出入国在留管理局
- 福岡外国人雇用サービスセンター (福岡労働局)
- 福岡県弁護士会
- 福岡県行政書士会
- 福岡県社会保険労務士会
- 福岡法務局人権擁護部
- 日本貿易振興機構 (JETRO/ジェトロ) 福岡貿易情報センター

合同相談会

各地の地方出入国在留管理局、地方公共団体、国の地方機関、外国人支援関係団体等が連携し、合同相談会を実施。



4 地域における支援機能の強化

- (1) 地方公共団体の相談機能の強化
 - ・外国人受入環境整備交付金
- (2) 受入環境調整担当官の役割
- (3) 地域内の連携体制の強化

令和7年度外国人受入環境整備交付金の概要について

概要

■ 目的

在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、こどもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の設置・運営に取り組む地方公共団体を支援し、多文化共生社会の実現に資することを目的とする。

■ 交付対象

- ・全ての都道府県及び市町村（特別区を含む）
- ・複数地方公共団体による「共同方式」も交付対象

■ 交付限度額（整備事業・運営事業共通）

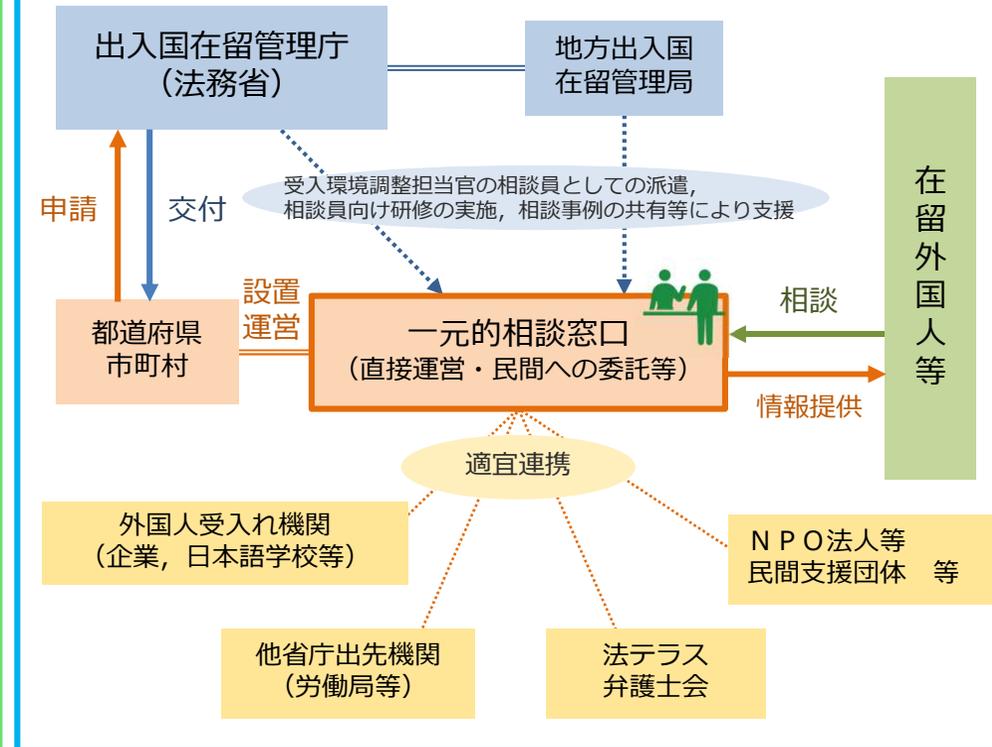
区分	外国人住民数	交付限度額
都道府県	-	1,000万円
市町村	5,000人以上	1,000万円
	1,000人～4,999人	500万円
	500人～999人	300万円
	500人未満	200万円

■ 交付率

区分	内容	交付率
整備事業	新たな一元的相談窓口体制の構築又は体制の拡充に必要な経費	必要経費の10分の10
運営事業	一元的相談窓口体制の維持・運営に必要な経費	必要経費の2分の1 (※)

※ 運営事業の地方公共団体負担分については、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう地方交付税措置を講ずることとされています。

事業スキーム



令和7年度の主な取組

- 一日当たりの相談件数を基として人件費限度額を設定し、それを超える申請分については交付しないこととする。
 - 外国人住民数が5,000人未満の市町村の一元的相談窓口における多言語経費については、国の通訳支援事業を活用することにより交付対象外とする。
- ※多言語対応経費：電話通訳サービスの委託経費など、通訳支援事業と同種の事業経費

1. 受入環境調整担当官の配置

- 外国人の受入れ環境整備を目的として、全国の主な地方出入国在留管理官署に担当者を配置。

2. 主な役割

<地方公共団体との窓口役>

- 外国人の受入れ環境整備に係る地方公共団体をはじめとした関係機関からの意見聴取
- 在留外国人向けの相談窓口の設置・運営に関する地方公共団体からの相談への対応、情報提供、研修の実施 等

外国人との共生社会の実現に向けた諸施策を推進

<問合せ先>

官署名	住所	連絡先	官署名	住所	連絡先
札幌出入国在留管理局	北海道札幌市豊平区平岸1条22丁目2-25 審査第二部門	0570-003259 所属部署番号160	大阪出入国在留管理局	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53 在留支援部門	0570-064259 所属部署番号410
仙台出入国在留管理局	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎 審査第二部門	0570-022259 所属部署番号51	神戸支局	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎 審査部門	078-391-6378
東京出入国在留管理局	東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13F 在留支援部門	03-5363-3025	広島出入国在留管理局	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎内 就労・永住審査部門	082-221-4526
横浜支局	神奈川県横浜市中区新港1-6-1 よこはま新港合同庁舎 審査管理部門	045-680-1620	高松出入国在留管理局	香川県高松市浜ノ町72-9 審査第一部門	087-802-5522
名古屋出入国在留管理局	愛知県名古屋市港区正保町5-18 在留支援部門	0570-052259 所属部署番号130	福岡出入国在留管理局	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 審査管理部門	092-717-7595
			那覇支局	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 審査部門	098-832-4186

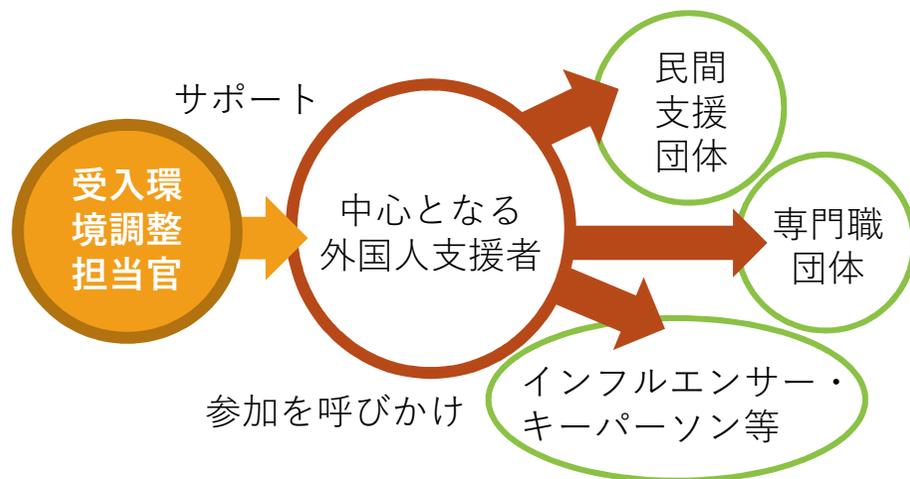
外国人支援者ネットワークの構築の支援について（イメージ図）

●平成30年以降「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、外国人支援者のネットワークの構築の支援に取り組んできたところ、令和4年6月14日に策定された「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」においても、中長期的に取り組む施策として、外国人支援者ネットワーク構築事例を収集し、事例集を作成することとされたところ。

●下記のイメージ図（構築例1～4）は、ネットワーク構築までの手法・在り方についてのイメージを例示したもの。ネットワーク構築の支援の取組は、地域の実情に応じて、このような手法・在り方を複合的に組み合わせるなどの柔軟な対応が必要である。また、構築例を参考にし、状況に応じて地方出入国在留管理局と外国人支援者（民間支援団体・専門職団体等）との関係性を築くことにより、生活する上で様々な悩みを抱え、行き場のない外国人に寄り添った支援の実現に寄与する必要がある。

構築例1

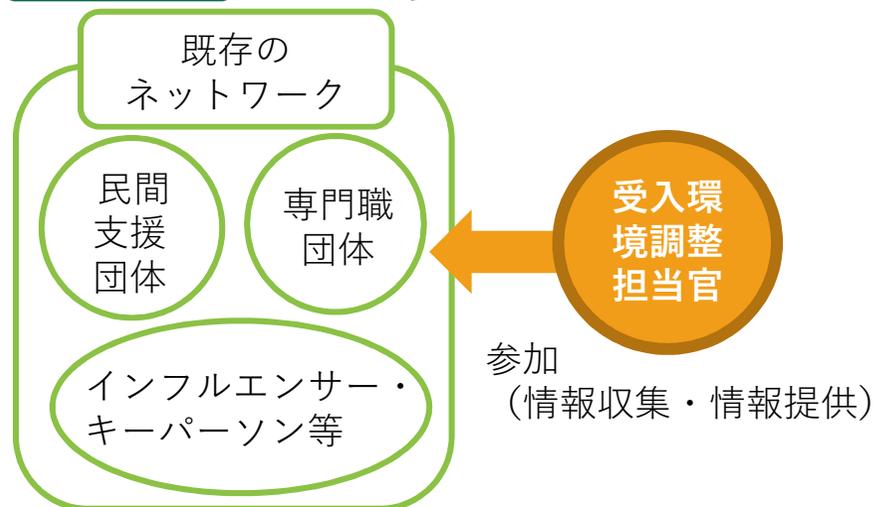
受入環境調整担当官が外国人支援者をサポートして会議体を構築



ネットワークの構築に前向きな外国人支援者が呼びかけを行い、受入環境調整担当官は中心となる外国人支援者をサポートする。（準備会合の場の提供、資料の作成など）

構築例2

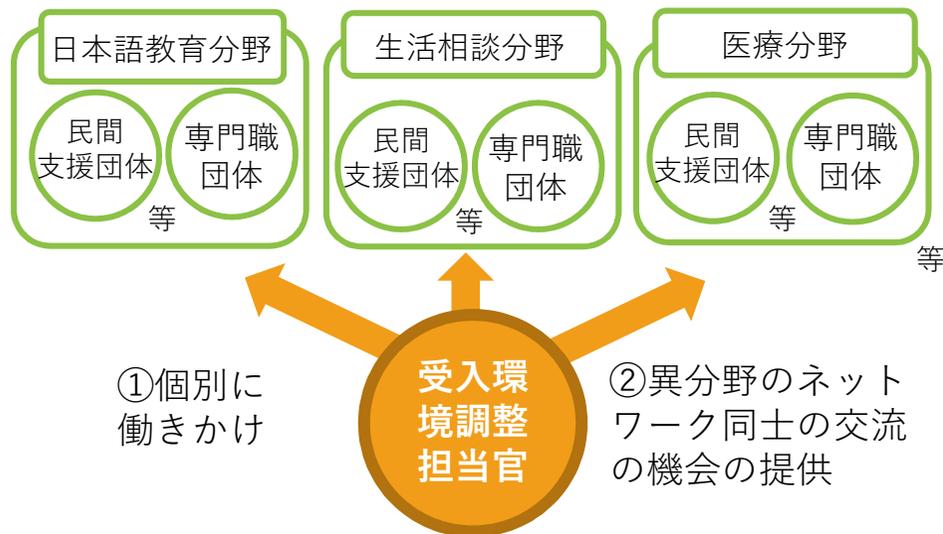
受入環境調整担当官が既存のネットワークに参加



既にネットワークが構築されている場合も考えられる。こうした既存のネットワークに参加することで、地域の課題や現況の把握に努めるとともに、外国人受入れ関連施策等について情報提供する。

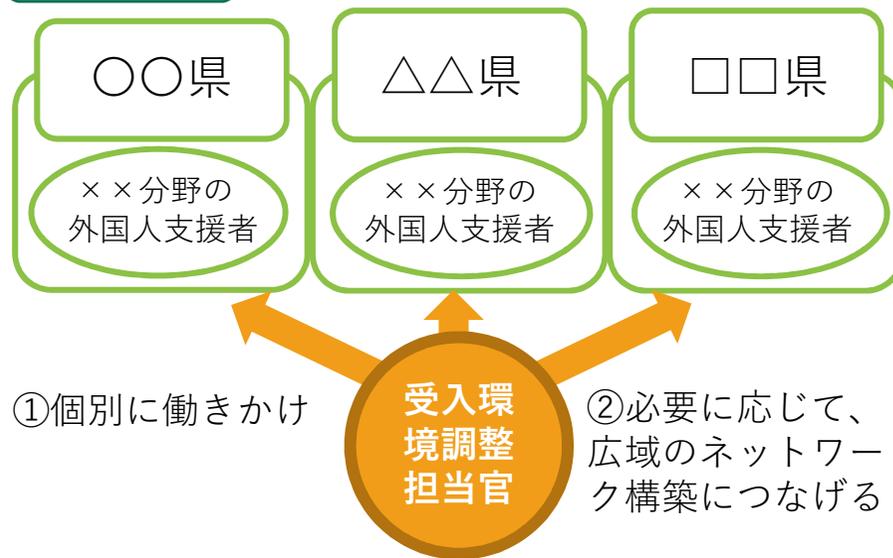
構築例 3

外国人支援を行う各分野の民間支援団体、専門職団体等に働きかけ



構築例 4

県や市単位で支援活動を行っている組織を広域ネットワークに発展



NPO等の民間支援団体が少ない地域においても、外国人を相手に支援を行っている各分野の専門職団体は存在するため、そうした専門職団体などにも外国人の相談事例を共有するなど、研修等を実施することで外国人支援者とのネットワークを構築する。

広域にまたがる組織に対して、直接交流をはかるのは困難であるため、アプローチしやすい県や市単位の組織に個別に働きかけることで個々の組織との関係を構築。その後、広域のネットワークに発展させていく。

【参考】「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」

(令和4年6月14日決定、令和7年6月6日一部変更) 施策番号17

「地域における外国人支援者が、相互にその存在や活動内容等を共有する機会を設け、外国人支援者同士が連携・協力して効果的に外国人への支援が行われるよう、外国人支援者のネットワークの構築を図り、外国人支援者ネットワーク構築事例を収集し、事例集を作成する。」

5 情報提供機能の強化

- (1) 外国人生活支援ポータルサイト
- (2) 生活・就労ガイドブック
- (3) 「やさしい日本語」の普及



トップページ > 在留支援 > 外国人生活支援ポータルサイト

外国人生活支援ポータルサイト



外国人や支援者にとって有用な情報を提供しています。

『令和6年能登半島地震』で災害に遭った方へ……

地震などの災害に遭った方へ、お知らせです。
多言語で地震などの災害に関する情報へのリンクをまとめたページを作成しました。詳しくはバナーをタップしてください。

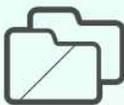
令和6年(2024年)能登半島地震に関する情報はこちら

Click here for information about 2024 Noto Peninsula Earthquake



外国人生活支援ポータルサイトとは……

日本で安心して生活するために必要なことや大事なことを、みなさんにお知らせするウェブサイトです。
色々な言葉で書いた、国からのお知らせなどを見ることができます。
※当サイトはリンクフリーです。バナー等が必要な方はこちらをご覧ください。



カテゴリ別ページ

多言語情報へのリンクを掲載



生活・就労ガイドブック

日本のルールや慣習など



特設ページ

特に知ってほしい情報を掲載



やさしい日本語関連情報

やさしい日本語ガイドライン

カテゴリ別ページ



総合



入国・在留



市区町村の手続



雇用・労働



出産・子育て



教育



医療



年金・福祉



税金



交通



緊急・災害



住居



日常生活のルール

生活・就労ガイドブック

特設ページ

やさしい日本語関連情報

【生活オリエンテーション動画】

日本での生活を考えている外国人の方や日本に住んでいる外国人の方がより円滑に日本で生活できるよう、日本の生活ルール等を紹介する生活オリエンテーション動画を作成しました。
詳しくはバナーをタップしてください。



【外国人との共生施策に係る御意見・御要望（御意見箱）】

外国人との共生施策に係る御意見・御要望（御意見箱）

Opinions and requests regarding harmonious coexistence measures with foreign nationals "Opinion Box"



多言語での情報提供の課題

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、各省庁が多言語化された情報を発信

➡ 情報の発信が日本語のHP内で行われることが多く、多言語化された情報にたどり着けない！



対応策

外国人や支援者に有用な各省庁の多言語化された情報をポータルサイト内にリンク掲載。
 ⇒ポータルサイト内ではパソコンやスマートフォンの設定言語に自動翻訳(109言語対応)。
 ピクトグラムを使用するなどして情報を視覚的に分かりやすく掲載。

1. テーマ別ページ



- 国民年金制度の仕組み (日本語掲載) 必
- (金銭貸付サイト) 国民年金制度の仕組み (日本語掲載) 必
- (英語) 国民年金制度の仕組み (日本語掲載) 必
- (中国語) 国民年金制度の仕組み (日本語掲載) 必
- (韓国語) 国民年金制度の仕組み (日本語掲載) 必
- (スペイン語) 国民年金制度の仕組み (日本語掲載) 必
- (ポルトガル語) 国民年金制度の仕組み (日本語掲載) 必
- (ベトナム語) 国民年金制度の仕組み (日本語掲載) 必
- (フィリピン語) 国民年金制度の仕組み (日本語掲載) 必
- (タイ語) 国民年金制度の仕組み (日本語掲載) 必

2. 生活・就労ガイドブック



- 「生活・就労ガイドブック」の各章に沿った13のテーマ別に情報を集約。
- 定期的に更新し、最新の情報を掲載。

3. 特設ページ



- 「生活・就労ガイドブック」をやさしい日本語を含む19言語で掲載。
- マイナンバーカードの取得方法等の解説や、令和6年能登半島地震に関する情報など“特に伝えたい”ことを掲載。

4. やさしい日本語関連情報



- 「生活・就労ガイドブック」をやさしい日本語を含む19言語で掲載。
- やさしい日本語ガイドラインや「話し言葉のポイント」など、やさしい日本語の活用促進に関する情報を掲載。

期待される効果

- **外国人がそれぞれの使用言語で、容易に最新の情報にアクセスすることができる環境を構築**



困ったときの連絡先・地域における相談窓口

世界をつなぐ、未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

日本語へ Multi language

キーワードを入力して検索 文字サイズ 標準 拡大

組織・採用 出入国手続 在留手続 在留支援 過去強制手続 難民の認定等 政策情報(会議・統計等) 広報・情報公開 他のカテゴリを見る

トップページ > 在留支援 > 外国人生活支援ポータルサイト > 外国人生活支援ポータルサイト「総合」

外国人生活支援ポータルサイト「総合」

まずは、「生活・就労ガイドブック」を読んでみませんか？

「生活・就労ガイドブック」では、日本に住んでいる外国人が、安心・安全に生活するために必要な日本の制度・ルールなどをわかりやすく説明しています。

例えば、次のようなことが書いてあります。

- ・「入国・在留」についてや「市区町村での手続」について
- ・「雇用・労働」についてや「出産・子育て」について

など、日本で生活するときに知っておいた方がよい基本的な制度を図やイラストを使って、下の画像のように、見やすく、わかりやすく書いています。



日本で生活するときに、基本的なルールが知りたい・どんな制度があるのか知りたいという方は、まず「生活・就労ガイドブック」を読んでみませんか。

「生活・就労ガイドブック」(全体的)を見る

●多言語版はこちらから

日本語

ページトップ

各種リンク集

孤独・孤立に関する情報

状況にあった支援をチャットボットで探すことができます

あなたのための支援があります

制度・窓口を探す

あなたはひとりじゃない
内閣官房 孤独・孤立対策担当室

18歳以下のみなさんへ

悩みを相談できる窓口をご紹介します

探してみる

あなたはひとりじゃない
内閣官房 孤独・孤立対策担当室

困ったときの連絡先

日本に滞在中に困ったことがあった場合は、連絡してください。

- [【項目別】困ったときの問合せ先 \(PDF: 961KB\)](#)
- [【地域別】地域における相談窓口一覧 \(日本語版\) \(PDF: 1.6MB\)](#)
- [【地域別】地域における相談窓口一覧 \(英語版\) \(PDF: 1.1MB\)](#)

その他のリンク

- [外国人旅行者向けコールセンター](#)
- [NHK WORLD-JAPAN](#)
- [自治体国際化協会 \(トップページ\)](#)
- [\(英語\) 自治体国際化協会 \(トップページ\)](#)
- [\(英語\) 首相官邸ホームページ](#)
- [駐日外国公館ホームページ一覧 \(外務省ホームページ\)](#)
- [内閣府 防災情報のページ](#)
- [\(英語\) 日本司法支援センタートップページ](#)
- [\(英語\) 駐日外国公館ホームページ一覧 \(外務省ホームページ\)](#)

インターネット人権相談受付窓口

- [外国人のための人権相談](#)
- [外国人の受入れ・共生に関する金融関連施策について \(金融庁ホームページ\)](#)
- [\(英語\) インターネット人権相談受付窓口](#)
- [\(中国語\) インターネット人権相談受付窓口](#)
- [\(韓国語\) インターネット人権相談受付窓口](#)
- [\(スペイン語\) インターネット人権相談受付窓口](#)
- [\(ポルトガル語\) インターネット人権相談受付窓口](#)
- [\(ベトナム語\) インターネット人権相談受付窓口](#)
- [\(ネパール語\) インターネット人権相談受付窓口](#)
- [\(タイ語\) インターネット人権相談受付窓口](#)
- [\(インドネシア語\) インターネット人権相談受付窓口](#)

日本語

ページトップ

概要

- 2024年末の在留外国人数は、376万8,977人(前年末比35万7,985人、10.5%増)で、過去最高を更新
- **安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報を集約した「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成**
(「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(2018年12月25日関係閣僚会議決定))

発信方法

- 入管庁ホームページ内の「外国人生活支援ポータルサイト」において、親しみやすいものとなるようイラストなどを加え、やさしい日本語を含む19言語で発信

対応言語

日本語 英語 中国語 韓国語 スペイン語
ポルトガル語 ベトナム語 ネパール語 ミャンマー語
タイ語 インドネシア語 クメール(カンボジア)語
フィリピン語 モンゴル語 トルコ語 ウクライナ語
ロシア語 フランス語 やさしい日本語

- 入国・在留手続
- 市区町村での手続
- 雇用・労働
- 出産・子育て
- 教育
- 医療
- 年金・福祉
- 税金
- 交通
- 緊急・災害
- 住居
- 日常生活におけるルール・習慣

ガイドブックにより期待される効果

- 外国人が日本のルールや制度の概要を網羅的に把握
- 地方公共団体をはじめとする外国人を支援する方が必要な情報に容易にアクセス

外国人との共生社会の実現に寄与

2025年3月に公表した第7版の主な変更点

- こども家庭庁 :「産後ケア事業」及び「妊娠・出産や子育てに関する相談窓口」の項目を新記載
- 文部科学省 :外国人児童を支援するコンテンツを追加記載
- 出入国在留管理庁:「外国人生活支援ポータルサイト」及び「生活オリエンテーション動画」の項目を新記載

改訂状況

- ・ 2024年11月に多言語版(第6版)を公表(ロシア語及びフランス語を追加)
- ・ 2025年3月に日本語版とやさしい日本語版(第7版)を公表
- ・ 今後も関係府省庁連携の下、必要に応じてその内容を拡充していく

「生活・就労ガイドブック」は、「外国人生活支援ポータルサイト」に掲載しています。

https://www.moj.go.jp/isa/guidebook_all.html



概要

- 外国人が、我が国の社会制度、生活ルール、マナー等を入国前から学ぶことができるよう、オリエンテーションのためのツール（ガイドブック、動画）を多言語で作成。
- 「外国人生活支援ポータルサイト」で、外国人が我が国で安定的な生活を送るために必要な情報を集約して提供。

生活・就労ガイドブック



12項目の内容があります

- ・ 入国、在留手続
- ・ 年金、福祉
- ・ 市区町村での手続
- ・ 税金
- ・ 雇用、労働
- ・ 交通
- ・ 出産、子育て
- ・ 緊急、災害
- ・ 教育
- ・ 住居
- ・ 医療
- ・ 日常生活に関するルール

やさしい日本語を含む **19言語**で公開中。

生活・就労ガイドブック
https://www.moj.go.jp/isa/guidebook_all.html



生活オリエンテーション動画



15パートのショートムービー

- ・ はじめに
- ・ 緊急、災害
- ・ 雇用、労働
- ・ 交通ルール
- ・ 入管の手続と住所の手続
- ・ 相談窓口の案内
- ・ 生活ルール（暮らし編）
- ・ 健康保険制度
- ・ 初歩的な日本語学習
- ・ 生活ルール（公共施設編）
- ・ 年金制度
- ・ 終わりに
- ・ 医療機関
- ・ 税金
- ・ 概要編

YouTube 法務省チャンネルにおいて **17言語**で公開中。

生活オリエンテーション動画 : https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00078.html



外国人生活支援ポータルサイト



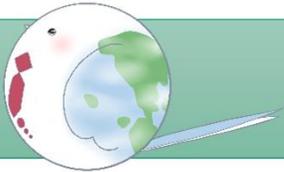
各省庁の多言語化された情報をポータルサイト内にリンクを掲載。

パソコンやスマートフォンの設定言語に応じて、自動翻訳(109言語対応)。

ピクトグラムを使用するなどして情報を視覚的に分かりやすく掲載。

外国人生活支援ポータルサイト : <https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>





在留支援のためのやさしい日本語ガイドラインの概要

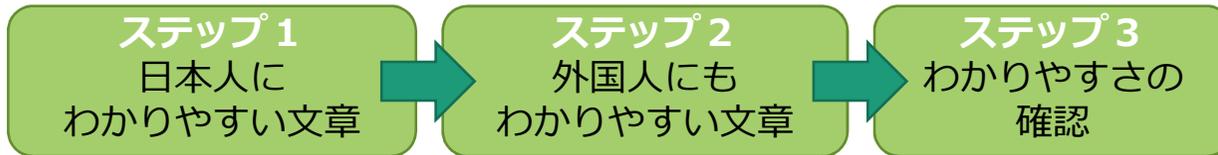
* 書き言葉に焦点をあてたガイドライン *



やさしい日本語は、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のこと。

- 日本に住む外国人は、この30年で約3倍に増え、日本に住む外国人の国籍が多様化。
- 外国人が日本で安全に安心して生活するためには、国や地方公共団体からのお知らせなどを正しく理解することが必要。
- 多言語化を進めているが、これまでの日本語に関する調査によると、「日本語」を「日常生活に困らない言語」とした外国人は約63%、「希望する情報発信言語」として「やさしい日本語」を選んだ外国人は76%。
- やさしい日本語による情報提供・発信を進めることが有効であり、取組を進めるため、出入国在留管理庁と文化庁は、このガイドラインを作成。

1. 在留支援のためのやさしい日本語 作成の3ステップ



ポイント

◆情報を整理する

- 伝えたいことを整理し、情報を取捨選択する。等

◆文をわかりやすくする(1)

- 3つ以上のことを言うときは、箇条書きにする。等

◆外来語に気を付ける

ポイント

◆文をわかりやすくする(2)

- 受身形や使役表現をできる限り使わない。等

◆言葉に気を付ける

- 簡単な言葉を使う。

◆表記に気を付ける

- 漢字の量に注意し、ふりがなをつける。等

日本語教師や外国人に、わかりやすいかどうか、伝わるかどうかをチェックしてもらう。

2. 書き換えツールの紹介

やさしい日本語を作成するときに活用してもらうため、無料で公開されている日本語の難易度を調べるツールを紹介して

- ◆ やんしす
- ◆ やさにち
- ◆ チェッカー
- ◆ リーディング
- ◆ チュウ太

3. 変換例と演習問題

- 実際の書き換え例を示して、気を付けるポイントを説明している。
- 演習問題を掲載し、実際に書き換えの練習を行うことができるようにしている。

ガイドライン解説動画

基礎編



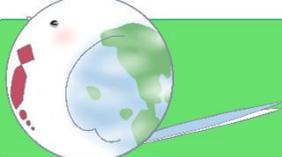
演習編
(ステップ1)



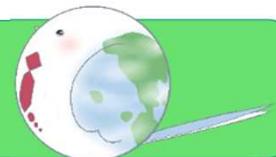
演習編
(ステップ2)



YouTube法務省チャンネルにて公開中。



在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン 話し言葉のポイント



経緯

- 2020年8月 出入国在留管理庁と文化庁は、「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を策定
- 2021年8月 「やさしい日本語の普及による情報提供等の促進に関する会議」を設置
- 2022年3月 同会議報告書「やさしい日本語の普及による情報提供等の促進の在り方」において、書き言葉のガイドラインに加え話し言葉についても国が留意事項を取りまとめ、公表する必要性について指摘
- 2022年7月 「話し言葉のやさしい日本語の活用促進に関する会議」を設置
⇒在留外国人とのコミュニケーションの際に留意すべき実践的な事項を「話し言葉のポイント」として取りまとめ

現状

- 全年齢を対象とした「国語に関する世論調査(2019年度)」では、やさしい日本語で外国人に伝える取組を「知っている」と回答した人は全体の約3割。
- 「在留外国人に対する基礎調査(2021年度)」では、自身の日本語能力を「日常生活に困らない程度に会話できる」以上と回答した在留外国人が8割強。

やさしい日本語の話し言葉のポイント 効果的な話し方や、言い換え等を6つのポイントとして整理

(1)はじめの心得

- (内容を整理し、相手に配慮する)
- ✓伝えたい情報を取捨選択し、整理する
 - ✓このくらい話せば分かるだろうという思い込みを取り払う 等

(2)聴き方の心得

- (相手の話をしっかり聴く)
- ✓相手の話を聴く態度を示す
 - ✓落ち着いて対応する 等



(3)話の進め方

- (反応を見る、臨機応変に対応する)
- ✓やり取りがうまくいかない場合もフリーズしないで、話を継続する
 - ✓反応を見ながら自分の話し方を調整する 等

(4)話し方の基本

- (短くはっきり言い切る)
- ✓短く切って話す
 - ✓文の最後まで言い切る 等

(5)適切な言い換え

- (相手が理解できる言葉に言い換える)
- ✓難しい言葉・言い回しを使わない
- 例:納税 → 税金を払う 等

(6)言葉以外の工夫

- (ノンバーバルコミュニケーション)
- ✓資料・写真・図や実物を活用する
 - ✓コミュニケーションボードを準備する 等



在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン 別冊 やさしい日本語の研修のための手引

概要

- ・2023年3月に作成。
- ・「やさしい日本語の研修のための手引」は、やさしい日本語の活用を一層促進するため、「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」に基づき、研修の効果的な手法及び研修教材等について分かりやすくまとめたもの。

手引の内容

・やさしい日本語の普及の意義・必要性について

コラム(1)やさしい日本語に取り組む自治体の現状と課題

・やさしい日本語が必要されている現場・研修の対象者は？

コラム(2)やさしい日本語と日本語教育

・やさしい日本語の研修実施の手順とポイント

- (1)研修を企画する前に (2)研修の目的・対象の設定 (3)研修の方法・組み立て
(4)広報・周知の方法 (5)研修の実施 (6)評価と発信

・やさしい日本語の研修事例20

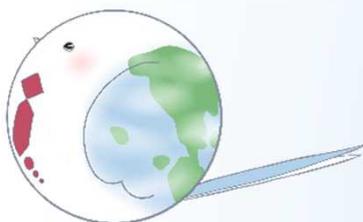
コラム(3)多様な機関と連携したやさしい日本語研修を
コラム(4)やさしい日本語の研修で意識したいこと

・やさしい日本語の研修に参考となる素材例



効果

- ・国や地方公共団体においてこの手引を活用することにより、研修の取組を促進し、やさしい日本語の普及を図る。



ダウンロードはこちらから

出典：出入国在留管理庁ホームページ
「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン
別冊やさしい日本語の研修のための手引」
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001393591.pdf>



やさしい日本語の普及に関する取組み

2020年8月作成

「在留支援のための やさしい日本語ガイドライン」



- ・書き言葉に焦点を当てたガイドライン。
- ・やさしい日本語に書き換える手順を3つのステップで紹介。



2022年10月作成

「在留支援のための やさしい日本語ガイドライン 話し言葉のポイント」



- ・話し言葉の留意事項をまとめたもの。
- ・やさしい日本語の効果的な話し方や言い換え例等を掲載。



2023年3月作成

「在留支援のための やさしい日本語ガイドライン 別冊 やさしい日本語の 研修のための手引」



- ・研修実施の手順やポイントのほか、研修事例や参考となる素材を掲載。



2024年3月作成

「やさしい日本語 研修教材例」



- ・やさしい日本語の研修に使える資料や実践問題を掲載。
- ・この1冊でやさしい日本語研修が実施できる講師用の研修教材例。



2025年3月作成

「やさしい日本語 研修用動画」



- ・「やさしい日本語研修教材例」と併せて使用する研修用動画。
- ・入管庁職員と日本語教師が出演した窓口対応の様子を収録。
- ・話し言葉のポイントについて、研修を通して学べる動画。



2025年3月作成

「やさしい日本語 書き換えツール」



- ・やさしい日本語に書き換えたい言葉を入力すると、やさしい日本語の書き換え例が表示されるチャットボット風のツール。



御清聴ありがとうございました。